

奈良県告示第四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成三十年四月六日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	鶴屋 和彦
医療機関の名称	奈良県立医科大学 附属病院
医療機関の所在地	橿原市四条町八四〇
診療科目	腎臓内科（じん臓機能障害）
指定年月日	平成三十年 三月二十六日